



やりまして、当然国の方にも報告があります。それを公示いたしまして、伝えるということがございます。

もう一点、事後検査ですね。合格したとおりの型式かどうかということの事後検査を実施する。こういう仕組みになっております。非常に簡単ですが、こういう流れで進めております。

政策的な関与の話がございまして、対象機種を選定その他につきましては、やはり農業者、かなり御年配の方々、男性女性問わず、いろんな幅広い方がおられますので、そういう方々の立場と言いますか、そういうものを尊重しながら、なおかつ農政の方向、それぞれ時々の方角性がございまして、それに沿った形で農業機械の普及促進を図っていくということにしております。

特に性能の問題だとか安全性の問題等々につきまして、特に最近、農作業の事故で400名ぐらい亡くなられる、こんな実態もございまして、やはり安全性の確保に重点を置きつつ、また農政の方向に即しながら検査を実施しているということでございます。

検査の実施につきましては、②の方に書いてありますように、まさに民間のメーカーでつくられておりますので、公正中立な検査が必要だろうと。

もう一つ、知的財産権の問題もございまして、やはり権利保護の観点から公にできないということもございまして、公的関与が必要ではないかというふうに考えております。

更に外国の例はどうかというお話がございました。農業機械はヨーロッパなりアメリカから入ってきているというような経緯もございまして、主要な先進国では公的機関での検査が行われているということでございます。

更に可能な限りマニュアル化、ガイドライン化できないかということと、民間開放についての見解はどうかということ。それから、アウトソーシングの問題がございました。

御承知のように、農業機械を使う場面が水田から畑から樹園地からと。そのほかにも多種多様でございますし、水田につきましても湿田がありますし、乾田と言いますか、固い土もありますし、そういうこともございまして、作業がかなり複雑と言いますか、そんな状況もあります。

更に作物の種類も多様で、主に水田には米だとか麦だとか大豆等々いろいろつくっておりますけれども、そのほか野菜につきましては御承知のとおり、幅広い作物があるということもありますので、それに耐えるような検査が必要だということもありまして、機械的にマニュアル化はちょっと無理なのかなという気がいたしております。相当な高度な知識なり経験なりが必要ではないだろうかというふうに考えております。

今の法令等につきましては、機械化促進法の方に独立行政法人の研究機構が実施

することを明記しているところであります。

「理由」というところに書いてありますように、効率性なり検査の実施水準の確保という観点からも、やはり国の農政の方向に即したような機械の改良等が必要でございますので、研究と開発業務を一体的に行った方がいいのではないだろうかというふうに考えているところです。

最後に、事務手続への民間開放の話がございます。何と言いますか、利用者の利便性と言いますか、メーカーさんになりますけれども、そこら辺を考えていくと一体的に取り組んだ方がいいのではないだろうかというふうな見解を持っているところでございます。

簡単ですけれども、以上です。

白石委員 ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。

安念専門委員 全くの素人なので教えていただきたいんですが、型式検査というのは具体的にカタログ上の性能をちゃんと発揮するかどうかということなんですか。これはもう本当に純粹に教えていただきたいことで、どういうことをなさるのか。

土屋農産振興課課長補佐 ここに1つトラクターのサンプルを持ってきてありますけれども、この型式を見ておわかりのように、いろいろ複雑でありますので、性能、安全性、幾つかの項目に分けて、耐久性まで含めて、実際にその水準にあるかどうかというのをチェックする。

それと併せて、性能を評価しまして、それを検査成績というふうにまとめまして、メーカー、農家の方々に提供して、農業機械のさらなる改良、開発につなげようというような仕組みで、いわゆる全量検査ということではなくて、それぞれの型式で実施するというところでございます。

安念専門委員 その場合は、知的財産権のことをおっしゃいましたが、そうすると別に機械を一つひとつばらしてやるわけではありませんね。

土屋農産振興課課長補佐 必要なところは、いわゆる分解調査というのがありまして、その性能なり品質なりが担保されているかというのは、それぞれケース・バイ・ケースでやることになっております。

特に検査の途中で不具合が起きたような事情であれば、どういう事情でそうなったのかということで、不具合を調査するということになっております。

安念専門委員 ただ、特許権に関して言えば、外から見てそこにどういう技術的思想があるかというのは普通わかることではないので、格別秘匿しなければならぬということがあるようにも思えないんですが、いかがですか。

原農産振興課課長補佐 あらゆる機械、自動車でも何でもそうなんですけれども、やはり各メーカーさんの技術の部分はかなりあると思うので。

安念専門委員 いえ、ありますけれども、特許権などになっているようなものは、見てわかるというものではないでしょう。特に最近の技術というのは、コンピュータ化がされている部分もあるだろうし、分解するにしても、これはなるほど、ああそうか、ここがその新規性があり、ここが進歩性がありとか、そんなことがわかるとはちょっと思えないんですね。だとすると、その知的財産権もあるので、その公的機関がやらないとしゃべってしまうぞというような御心配がもしれないが、それはちょっと取り越し苦労ではないかなというのが私の印象なんですけれども。

原農産振興課課長補佐 そのこのところも、例えばコアテクノロジーだということ、事前にもう特許を取っておくようなことが、この型式検査も販売前にやってきますから、非常に重要なところを抑えていくと思います。多分その技術のところの構造のところの材質が何だとかというレベルではなくて、例えば、検査していく中で不具合が起きるようなときがあるわけですね。あるメーカーさんのそういうある機械の重要な部分のところで、どんな不具合がどうして生じているのかとか、そういうのはそれを防ぐためにどんな構造で、このメーカーはさせているのかとか、いわゆる要素技術の部分というのは各メーカーでも共通的に同じものを供給されて使っているわけではなくて、それぞれ自ら知恵を絞ってやっていますから、そういう意味ですべて特許に侵害を与えるという不安を当方は持っているわけではないんですけれども、少なからずも、そういう影響は非常にあります。特に企業の方はすごくそこは心配すると。それがこちらの方の考えなんです。

白石委員 型式検査を御説明いただいたんですが、これはもともと農業機械の開発、改良の指針を民間企業に与えるということで、お聞きしたところによると1962年にこうした制度ができていると。今から44年ぐらい前ですね。技術レベルと言いますか、その民間企業の持っているその技術とかマーケティング力とか現場に入っていて、これからこういうものが求められているというのは、商品開発力などというのは格段に進んでいると思うんですが、この意義というのは今でもあり続けているというふうに思われますか。国がこうした指導をするという意義が今でも現存し続けているものなんでしょうか。

横田技術対策室長 農業政策との関係が大きいのと、最初に申しましたような安全性をどう確保するのかというのがすごく大きいのではないかなと思うんですね。御承知かと思うんですが、稲作については機械化の栽培の一貫体系と言いますか、苗をつくって田植えして、いろんな管理をやって収穫して、乾燥、調製。一連の機械化体系が大体でき上がっているんですね。それ以外がまだまだ進んでいない。

特に野菜、例えば、中国から安い輸入野菜が入ってきたときにどうするかと、非常に大騒ぎした経緯があるんですけれども、やはり機械化することによってコストをどうやって下げていくのかと。そのことによって国民、消費者の皆さんに安定的な価格で供給していこうと。大きい農業政策の中での機械化をどうやっていくの

かということが1つ大きくあります。

それから、冒頭申しましたように、農作業をやっている方々がかなり高齢化してきたという背景もございますけれども、約四百人ぐらいが年間で亡くなっていると。ここの安全性をどうやって確保していくのかということで、やはり政策的に私どもの任務ではないのかなと。

たまたまここにお持ちしたのは、もともとこれは安全キャブというんですけれども、もともと付いていなかったんですね。非常に転倒事故が多いとか、そんなこともございまして、こういうキャブにしておけば転倒の際にも死亡しなくて済むとか、そんなこともございまして、こちら辺のところは依然として400名ぐらいの人が毎年亡くなっているというのをどう防いでいくのかと。

非常に農作業というのは平坦なところばかりではありませんので、死亡事故を減らすことがやはり、私どもの大きい任務と考えております。

白石委員 事故がたくさん起こっていると。その情報というのは開発しているメーカーなども持っているわけですね。

横田技術対策室長 勿論持っています。と言いますのは、私どもは都道府県を通じて調べているということもありまして、当然知っております。

白石委員 事故が多発している。だから、そこで国であればこそ安全性が担保できるという、どうも論理飛躍があるようで、なぜそれを民間ができないというふうにおっしゃるのか。

土屋農産振興課課長補佐 これはトラクターの安全キャブフレームの問題であります。これはようやく必着ができたのが平成9年で、今ようやく90%ぐらい新規では普及しているような状況がありまして、いわゆる民間ですとどうしてもコストが、性能と言うんですか、事故情報についても一般的な例えば、トラクターの転落・転倒事故が事故の半数ですというようなことはわかりますけれども、うちの方はまたそれを更に細かい、いわゆる守秘義務等があって、この個別1事例ずつにはお示しできないんですけれども、そういったデータの蓄積を持っていますので、こういった安全性がこういった機械に必要なのかということはこの型式検査のいわゆる技術基準と言うんですか、こういったものに反映することができる。

白石委員 その守秘義務がそちらにおありになること自体が、今のお話からするとすごく変で、民間企業が事故の状況を細かく把握して、それを技術に生かしていくし、製品をつくる上で生かしていく、そういう情報というのは既に民間企業の方に下りていなければいけない情報ではないですか。

土屋農産振興課課長補佐 ですから、先ほど申しましたように、例えば、トラクターの事故は何件起きたというようなことはわかりますけれども、個々の死亡事故のケースにつきましては、今の仕組みでは民間企業、自分の会社で起きた云々ということとはわかるかもしれませんが、日本国北から南までどういう状況で

という傾向の把握というのは、やはりメーカーでは困難だというふうに考えております。

白石委員 それは国が集めた情報がそこで止まっているということですね。それが当該メーカーに下りていかなければ、その事故の反省を踏まえた製品の開発ができないのではないですか。

原農産振興課課長補佐 近年、自動車企業での問題とかあるわけじゃないですか。要するに、通常の物品としての安全性の問題から生じているわけですね。

ですから、例えば、トラクターとかで言ったときに、平坦な一つの圃場の中で作業をしている分には転倒するわけがないんですね。とりあえずそれを圃場まで持っていきますし、圃場の通っていく道というのはすべてコンクリート舗装されているわけでもありませんし、それがしかも天候で少しぬかるんでいれば、ちょっと路肩に近いだけですぐ車体が揺らいでしまうようなことがあるわけで、そういうときに転倒事故というのは起きやすいわけなんですね。そうすると、実際には利用者上の問題という面がやはり強くなってくるわけなんですよ。1つの製造物責任上の問題ではなくてですね。追跡していけば、そういう問題はあるかもしれないけれども。

そうすると、では、どんな利用の仕方がいいのかとか、そういうところをしっかりと分析していく必要がありますし、そういう事例について、例えば、転倒したら、すぐそのメーカーの方に問題だからという形で話が進むわけではないですから、メーカーの方にすぐその情報がバックしているわけではない。つまり国の方で行くと、では、そうは言っても実際、利用のことも含めて安全性を担保していかなければいけないですから、そういう事例ごとに個人情報をいただいて分析していくと。そうすると、やはりいろんなこういう条件下で起きやすいとか、特にこういうような地形のところで気を付けないといけないとか、そうしたときにこの辺の装置の部分の改良とかが必要じゃないだろうかとか、例えば、その検査をする項目の中でも、こういうところも見るようにした方がいいのではないとか、そういう横断的なことを国として、やはり見定めていけるわけなんですね。そういう意味で各メーカー共通的にこういうことをしっかりと考えていかないといけない、整備していかないといけないとか、そういうことを逆にそういう形でメーカーの方にバックさせていく。

白石委員 その製造物に関するその責任だけでなく、利用上の責任がある。これはきちんとメーカーも見据えておかなければいけないと思うんですよ。例えば、こうした機械を売る上では、きちんとそのマニュアルとか使用上の取扱説明書みたいなものに、そうしたどういう利用をしないでくださいということをきちんと踏まえていかなければいけない。今お話を伺っていると、その国万能説、公万能説みたいなもので、国がやるからこそ、そうした情報をきちんと分析できる。守秘義務に関しては、それがメーカーに下りていかないというような論調にどうも聞こえるんですね。

これを民間がやることによって必要な情報がより迅速的に当該メーカーへ下りていく。利用者像も踏まえて、どういうふうな利用をした結果、事故が起きたかという必要な情報が早く下りていくような気がするんですよ。

国がやるということで、国万能説に基づいて言えば、本来必要なところにその情報が下りていかないようなふうに私は聞こえるんですが。

原農産振興課課長補佐 実際のところ、まさしくそういう面があると思うんです。例えば、機械である地域で事故が起きたときに、それは地元で例えば、販売店の人がそういう情報を当然そのメーカーさんにお伝えしていくというようなことはされていると思うんです。

ですけれども、実際に先ほどちょっと申しましたとおり、そういう事故がいろいろな均一的に起きるわけではなくて、いろんな形があるわけなんですね。いろいろな利用、圃場条件、地域条件、気象条件に影響されてしまうわけです。そういう幅広い中、一メーカーさんの情報だけで、そのメーカーさんの機械の使い方が、いわゆる利用上のマニュアルみたいなところで、すべて書き切るかというわけではなくて、他のメーカーで気をつける点があれば、それもやはり生かしていく。そういうことだと思っただけなんです。

そうしたときに、その横断的にいろいろ分析していったら、なおかつ検査の方の見方の中ではね返りをちゃんとつくってお示ししていくようなことができるというのは、非常に有効なやり方なのではないのかなというふうに思っただけなんですけれども。

白石委員 でも、本当にそれが機能していたら、400件以上の事故は年間起こらないわけですね。

土屋農産振興課課長補佐 実際400件と言っても、いわゆる若年層と言ったら言い方が変ですが、いわゆる中核的な30代、40代の方々も含めて、そういうところのまさしく死亡者率というのは総数に対して減ってきているわけですね。単に数が減るという意味ではなくて、全体の中でのウェイトが減ってきている。

一方、やはりそれは高齢者の方で行くと、更に更にそれがやはり視覚の問題とか聴覚の問題とか握力の問題とか、さまざまな問題が生じてきていますから、そういうところはかなりより注意していかなければいけないというのが実情だと思っただけなんです。

安念専門委員 それは仮にそうだとすると、農業に従事している人の割合など、日本全体からすれば、もうごくわずかですね。一方、一般の交通事故で死ぬ人は1万人もいませんね。

白石委員 7,000人。

安念専門委員 でしょう。そうすると、人口の比で行くと、これは驚くべき数字ですよ。つまり一般の交通事故の20分の1。日本人の20人に1人など、トラクターなど乗っていませんよ。しかも、勿論、衝突事故ではないでしょう。つまり操作

している人間がけがしたり死んだりしている。そうすると、400人は驚くべき数字であって、では、皆さんが検査をしておられるのは何の意味があるのか。ついでに言えば、それは検査などをどれだけやっただけ防げる事故ではないのではないかと、このことの推定の方がはるかに強く働くと思うんです。

それから、これは私の印象ですよ。分析していないんだから、それは何とも言えないが、これはそうでないと説明のできない数字ですよ。つまり検査したってしようがないんじゃないかということです。

第2点は、そういうふうな情報を集めている。それはまあいいや。でも、そのことと国が検査をしなければならぬということと、何の関係があるのですか。

横田技術対策室長 確かに交通事故、年間1万人を切りましたけれども、そんなお話はあります。ただ、全産業の災害との関係で言えば、10万人当たりのデータがございますけれども、ちょっと古くて平成13年でございますけれども、農作業で10.3人なんですね。全産業だと3.5人。こんなような状況がございます。

それ以外の建設業の災害がかなり多くて、14.9ということがありまして、そういう点から言えば、確かに交通事故は1億1,000万人なり1億2,000万人の人口の中での話なので、率的にかなり低いですが、やはり農作業の事故というのはかなり大きいという気がしています。

先ほど、いろいろな話をお伺いしまして、例えば、転落の事故がありますけれども、農業機械はかなりスピードが遅いものですから、後ろから引っかけられるとか追突されてしまうとか、そんなようなこともございまして、これから新たに後ろから確認できやすいような、そんなことも考えていかななくてはいけないと思っておりますけれども。

安念専門委員 それはそうでしょう。後ろを確認することができればいいと。高齢者でもセーフなものができればいいと、それはわかるんです。そもそも、だれにも異論がないことと、なぜ国が検査をやらなければいけないのかと、その2つの間にどういう論理的な結び付きがあるのかを教えていただきたいと申し上げているわけです。

原農産振興課課長補佐 先ほども御説明しましたように、いわゆるその全量検査ではありませんので、いわゆるそれぞれの機械のメーカーの技術水準というのを把握しながら、更には機械の研究開発というのがありますので、そこら辺を勘案しながら、今言った高齢者社会等でより安全な農業機械ですね。視認性の話もありますし、操作しやすいもの、後ろから追突しにくいような装置、こういったところの技術的な指針を技術水準で、実現可能なところを、型式検査の技術基準に盛り込んで、何とかメーカーにやっていただこう、誘導していこうというふうな政策上の兼ね合いがこの型式検査の中の重大な意味だと思います。

安念専門委員 だから、それは型式検査の指針とすればいいのであって、型式検

査そのものを国がやらなければいけないことの御説明にはならぬと思いますが、やっってくださいと。しかも全量検査でもないし、強制しているわけでもないんでしょう。だとすれば、こういう指針でやっってくださいねと、今後は後ろからの追突事故の防止が重点ですよと言って民間にやらせて何がいけないのかなと思うんですよ。

土屋農産振興課課長補佐 それはまた途中に戻りますけれども、やはり各メーカーの最新技術というノウハウというところとリンクしていますので、やはりそういう公的機関にやっていただきたいということが民間の方の御希望でもあるというふうに思っております。

白石委員 それはどの民間の方が御希望されているんでしょうか。具体的に教えていただきたいんですが。

横田技術対策室長 メーカーの話をしてここでするのは何ですけれども、農機具メーカーというの組合がありまして、約九十社ぐらいなんですけれども、小さいところから大きいところまであって、そういう意味では大手4社と言っていますけれども、ヤンマー、井関、クボタ、三菱、ここら辺が大手なんですけれども、あと外国から少し入ってきている。検査も経費がかかるとかいろいろありますが、やはり安全性をアピールするためには、メーカーにとって一つの手段ではないのかなと。

白石委員 ほかに検査をやっているところがないから、当然そちらに依頼が行くのは当たり前ですね、10社ぐらいあって、うちに依頼されているというのであれば、国がその役割を果たす必然性というのはあると思うんですが、全く対抗馬がいなくて、うちに検査の依頼があるから国がやるべきという論理はおかしいですね。

土屋農産振興課課長補佐 こういった機械、最新鋭の各メーカーの機械を持ってきていただいて、国でチェックしてすることで、各メーカーのそういった検査施設の整備というようなところをそういう意味では省略化できてこそ、コスト削減につながっているということは背景にあるというふうに思いますけれども。

横田技術対策室長 若干付け加えさせていただきますと、先ほど、88社と申しましたけれども、生産金額は四千五、六百億円なんですね。規模としてはものすごい小さい規模なので、その中でそのテストコースを設けるとか、とてもではないけれども、自動車産業とは大違いでして、そういう背景も長年あったのではないのかなという気がしておりますけれども。もともと大宮に生研センターと私どもは言っているんですけれども、企業からの出資が一部あって、そのような背景もありますので、やはり1社でということにはなかなか難しいのではないかなという背景を感じております。

白石委員 鈴木さん、いかがでしょうか。

鈴木主査 さっき40年という話が出たけれども、この40年間でこの検査の数ですね。それから、現在、従事者78名となっておりますけれども、随分大きく違ってきたのだらうなという感じがするのですけれども、この数は今持っておられたら教え

ていただきたいし、また、もし持っておられないのだったら、後で資料として出していただきたいということをお願いしておきます。

さっきから話を聞いていますと、こういう検査は何で必要だろうというので、民間移管以前の問題で、この検査はやめたらいかがですかというのが第一回答だというふうに思うのです。仮に続けるとするならば、78名でやっておられる必要もないのではないかとということをもう少し真剣に考えないといけないのではないのか。

さっき農政の観点ということを言われたけれども、農林水産省の関係の独立行政法人はありすぎます。1つの検査、1つの審査があると、必ず独立行政法人。その仕事は出していただいた数字だと年々縮小していく傾向にあるけれども、できてしまったものは続けざるを得ないという惰性みたいなものがあるのではないかなという感じがします。これは数字その他を出していただければわかる話ですけども、そんな視点もあって、これまでステップワイズに変化してきたのだから、このままステップワイズに変化させると言う言い分かもしれないけれども、変化すべきときには変化すべきではないかと。ちょうど我々が今、民間開放ということをやっているのだから、この機会に検査をやめたらと思いますけれども。

しかし、少なくとも民間開放するぐらいの事はした方が普通ではないのかという感じが私はします。以上、感想も交えての意見です。さっきの数字は出してください。

横田技術対策室長 今、数字ございまして、昭和37年から始めているんですけども、約四千ぐらいの数字。

安念専門委員 累計ですか。

横田技術対策室長 累計ですね。現在、年間30ぐらい。

鈴木主査 いつが800。

横田技術対策室長 いえ、昭和37年から累計が。

鈴木主査 累計ではなく、むしろ経年的にどういうふうになってきているのかというのが。

横田技術対策室長 経年的には、新しい機械ができた時点で件数が多くなっていきまして、一番多いときで例えば、昭和59年で136だとか。機械の開発と連動しながら進んできているという状況ですね。現在は約三十ぐらいということであります。

それから、78名とおっしゃいましたけれども、開発の部門だとかいろいろございまして、この検査の部門は定員上約十名と。実質は8名ぐらいですけども、それぐらいで実施しているということであります。

白石委員 年間30台ですね。

鈴木主査 では、この78というのは、どういう数字なのですか。

原農産振興課課長補佐 研究もやっているものですから、人数的に区分けは簡単にできないので、一応、生研センターとして78名ということですよ。

この評価試験を行うセクションというのが一応マックス 10 名ということでございます。

白石委員 ということは、検査は、12 で割ると月に 2.5 台くらいですか。

原農産振興課課長補佐 そうですね。実際にその検査以外にも鑑定とかいろいろやっておりますので、あと評価試験のための調査研究とかもやっておりますので、そういうこともトータルでやっております。

白石委員 わかりました。鈴木さん、よろしいでしょうか。

鈴木主査 はい。私は結構です。

白石委員 どうもありがとうございました。長時間お疲れ様でございました。